

対世的義務違反に対する責任追及

——「被害国」概念の変質——

萬 歳 寛 之

- 第一章 問題の所在
- 第二章 伝統的國家責任法の存立基盤
- 第三章 対世的義務違反と被害国の資格認定
- 第四章 國家責任最終条文案案における責任追及制度
- 第五章 結論

第一章 問題の所在

國際法は、伝統的に二国間の利害關係の調整を通じて發展してきた法であり、現在でもその基本構造は國家間の契約的な關係に基礎を置いているといわれている。⁽¹⁾ その一方で、とりわけ第二次世界大戦以降、國家間の相互依存關係が増大するとともに國際社会全体にかかわる利益や価値が認識されるようになり、例えばジェノサイド条約のように締約国相互の二国間關係に還元できない対世的な性格を有する規範が國際法の一定の分野にも登場するようになって

対世的義務違反に対する責任追及（萬歳寛之）

きた。⁽²⁾

このような状況を背景として国際法学は現在、対世的な性格を有する義務規範をこれまで二国間関係を中心として発展してきた国際法体系のなかに、いかに位置付けていくべきかという大きな課題に直面している。なかでも国連国際法委員会は国家責任法の法典化を通じて、この課題に真正面から取り組んできたといえる。というのも、伝統的な外国人の待遇に関する責任制度といった個別分野の法典化作業に従事するのではなく、その審議の対象をあらゆる国際義務の違反にまで拡大した結果、⁽³⁾従来の二国間義務だけでなく、新しく生成・発展してきた対世的義務⁽⁴⁾の違反の場合をも法典化作業の射程に入れざるをえなくなつたからである。このような国家責任法に関する方法論は、国際法上国家が負っている義務（第一次規則）の内容の確定とは基本的に区別される形で、義務違反の存否や違反の効果の決定に関わる第二次規則の体系化・制度化をはかるということにその出発点を有している。⁽⁵⁾このことはつまり、国際法は個々の規則の単なる寄せ集めではなく、統一的な法体系として組織化されているということを、あらゆる国際義務の違反に共通する一般的国家責任制度を構築するという観点から証明しようとする努力に他ならない。⁽⁶⁾それ故、国家責任法の法典化にあたっては、国際法の構造把握とも関連し、単なる既存の慣習法規則の確認だけでなく、法理論の優先の下で国際法体系の一体性を措定しながら審議を進めていく必要があつたという点に大きな特質があるといつてよい。⁽⁷⁾なかでも、対世的義務の性質やその違反の効果をめぐることは、国際法委員会においても各委員の間で激しく見解が対立し、またそこでの審議が後の国際判例や学説に与えた影響も大きく、現代国際法の構造把握に関する非常に有用な素材を提供しているといえる。

国際違法行為の認定に関しては、対世的義務もその他の義務と同様、問題となつている行為が国家に帰属し、その行為が国際義務に違反していれば違反国の責任が発生する。他方、誰が違反国の責任を追及できるのかという被害国

の資格認定 (identification) の問題に関しては、二国間に還元できる義務とは異なり対世的義務の場合には、国際違法行為とそれにもとづく法益侵害が、特定国に対して直接かつ個別に生じていると観念することが困難なために、特に解決の難しい問題が提起されることになる。

本稿では、このような問題意識に立脚しつつ、国家責任法における被害国概念の特質を、とりわけ「対世的義務の違反に対する責任追及」との関係で検討していくことにする。その際なかでも、従来、責任の成立要件とともに被害国の特定化要因としても考えられてきた「損害」概念⁽⁸⁾を中心の素材として扱っていきたいと思う。というのも、国家責任法における損害の位置付けをめぐる問題は、国家責任法が国際違法行為によつて生じた損害の事後的な填補のみを目的とするのか、あるいは合法性の回復を基調とした国際法秩序の安定性の確保という抑止的な機能を果すものと観念されるのかという国家責任法の基本的機能の捉え方とも関係する極めて根本的な命題を提起しているからである⁽⁹⁾。そこで以下ではまず、二国間関係を中心に発展してきた伝統的國家責任法の存立基盤を明らかにしたうえで、従来の議論が、どの程度対世的義務の違反の場合にもあてはめて考えることができるのか、国家責任法の射程範囲を明確にしつつ、被害国の資格認定に関する現行法の状況を概観していきたいと思う。その際、この点に関する学説と実際の国際判例の解釈から導きだされる問題点を比較検討したうえで、国際法委員会が、二〇〇一年の第五三会期にその審議を終了させた国家責任最終条文草案(第二読会)において、どのような形で解決策を提示しようとしてきたのかを明らかにし、現在考えられる被害国の資格認定に関する解釈基準を導き出していきたいと思う。

第二章 伝統的國家責任法の存立基盤

第一節 伝統的國家責任法の基本構造—アンチロッチの國家責任論の分析

國家責任法とは、一國の國際義務の違反により発生した加害國と被害國との間の法律關係を規律する規範の総體である。このような國家責任法上の關係がいかなる要因にもつき発生するのか、なかでも「損害」概念の取り扱いをめぐってはこれまでも學說上激しく見解が対立してきた。従来一般に國家責任の成立には損害の発生が必要であると考えられていたのに対し、⁽¹⁰⁾國際法委員會が一九八〇年に暫定的に採択した國家責任暫定條文草案（第一讀）の第三條において、明文上損害を責任の成立要件から除外し、責任の成立には義務違反の存在のみで十分であるとの立場を採用して以来、その後の議論の方向性が規定されることとなった。このように一般的國家責任制度の観点から、損害を責任の成立要件から除外すべきことを説得的に論じ、後の發展に大きな影響を及ぼした理論として、特にアンチロッチの學說をあげることができる。⁽¹¹⁾

アンチロッチはまず、「損害が生じうるといふ單純な事實は、一定の約定によつて課せられた義務の違反の結果でないかぎり、違法行為を構成するには充分ではない。その理由は、國際關係にはなお非常に嚴格な個別主義的性格が存在するため、國家は約定を結んだ場合でなければ、他の國家に損害を生じさせるような行為を回避すべき義務をもたないからである」と指摘する。そのうえで彼は、國際法上の關連事實として國家責任法の組上にのほつてくる損害は、損害の発生を禁止・防止すべき義務と対応關係にある「一定の権利の侵害」と分離して考えることはできないとするのである。⁽¹²⁾そしてその一方で、國際違法行為を國際法秩序そのものに対する侵害と捉え、その法的帰結として「賠償」⁽¹³⁾の義務が発生するとしている点は注目に値する。⁽¹⁴⁾つまりアンチロッチは、國際違法行為の効果として、①國

際法秩序に対する侵害と②個別国家の主観的権利⁽¹⁵⁾に対する侵害の二つを想定し、賠償義務は②の主観的権利の侵害を償うものとして形式上は觀念されるが、しかしそこでの実質的な目的は①にいう国際違法行為によって混乱を生じることとなつた法秩序の回復にこそあるという立場をとつていたのである。⁽¹⁶⁾

しかし、被害国の主観的・具体的損害の填補をもつて、客観的・抽象的な国際法秩序に対する侵害の回復を同時に実現できるとされた背景には、国際法上の権利義務関係は必ず二国間に還元することができ、一方の義務違反は必ず他方の権利の侵害を構成することになるという理論的前提が存在していたことは忘れてはならない。つまり、ある義務違反に対しては必ず一定の権利侵害が対応している以上、被害国の存在しない国家責任制度は存在しえず、こうした加害国と被害国との相互性にもとづいて法の遵守を確保しようとする制度は国際法の特性そのものに由来する要請の結果であると考えていたといえよう。⁽¹⁷⁾

そこで、アンチロッチの国家責任論においては国際法秩序の回復を目的とする賠償義務の具体的内容が責任の実質にかかわる非常に重要な問題として提起されることになる。アンチロッチによれば、国際違法行為にもとづく唯一の法効果は賠償をめぐる加害国と被害国間の新しい法律関係の発生であるが、この賠償（広義）の形態には「満足」と「賠償」（狭義）があり、後者はさらに原状回復と金銭賠償に分類される。⁽¹⁸⁾

そして、加害国が自らの責任を解除するためにかなる形態の賠償を行い、また被害国がどの賠償の形態を請求することができるのかは、こうむつた損害の性質・程度に従つて判断されることになる。ただしここで問題となつている損害は、前述のように国際違法行為によつて発生したものであり、かつ国家自身の権利侵害を具体的に構成するものに限られることになる。この点についてアンチロッチはまず、国家間の関係においては国家の名誉や威厳といった経済的内容をもたない利益が物質上の利益に優先することを指摘し、そのうえで国際違法行為にもとづく権

利侵害の発生を認容するということに含まれる精神的損害が、被害国に賠償の権利を生じさせ、法秩序の再建へと向かわせることになる⁽²⁰⁾と述べている。このように国際法上問題とされる損害は、金銭に換算できるような物理的損害に限定されず、国家の名誉や威厳に対する精神的損害も含まれることになる⁽²¹⁾とし、前者の損害に対しては賠償（狭義）⁽²²⁾が、後者に関しては満足⁽²³⁾が、それぞれの損害の性質に応じた適切な救済方法を提供することになるとの見解を取っているのである。

またアンチロッツは、国際違法行為にもとづく権利侵害の認容という事実から精神的損害が発生すると述べていることから、この精神的損害という概念は単に国家の名誉や威厳に対するものばかりではなく、それよりも広い、義務の履行に対する期待利益への侵害という非常に抽象度の高い損害をもその射程に入れていたように思われる⁽²³⁾。つまり、損害を責任の成立や追及の要件から除外し、義務違反や権利侵害のなかに予め包含されていると観念することによって、逆に損害概念の抽象化をはかることでその射程範囲を拡大し、国家責任法上の賠償義務が外国人の待遇に関する特定の分野に限られるのではなく、国際法上の義務規範すべてに妥当する一般的制度であることを示そうとしたといえるのである⁽²⁴⁾。

このような形で展開されたアンチロッツの国家責任論がその後の国際判例や学説に与えた影響は大きく、特に国際裁判における具体的な適用を通じてさらに発展させられることになった。そこで以下では国際判例の検討を中心として、アンチロッツの国家責任論がどのような形で一般的に受容され、体系化されていったのかをたどることで、伝統的国際法における国家責任制度の特質を明らかにしていきたいと思う。

第二節 二国間請求における責任追及権の根拠

伝統的に、国家責任法上の法律関係に立つ当事者は義務違反国とその被害国に特定され、被害国のみが加害国の賠償義務の履行請求を行う資格を有すると考えられていた。²⁶ 例えば、国際司法裁判所はバルセロナ・トラクション事件判決（第二段階、一九七〇年）において、まず国家責任法上の法律関係に立つ当事者は違反のあった第一次規則上の当事者に等しいとの立場を採用し、被害国としての当事者適格が認められるためには自国民の損害を理由に「ベルギーの権利が侵害された」ということが証明される必要があると述べ、権利侵害を責任追及の要件として明確に認定した。²⁸

さらに被害国による責任追及の目的については、常設国際司法裁判所がホルジョウ工場事件判決（賠償・本案、一九二八年）で、「いかなる義務違反も、……賠償の義務を発生させる。現実の違法行為概念に内在する本質的原則……は、救済は可能なかぎり違法行為による結果を除去し、違法行為がなければ存在したであろうあらゆる状況を回復するものでなければならない」と述べて賠償制度の特質を規定し、なかでも責任解除の方法として原状回復の原則性を強調した。²⁹ このことから、同裁判所が国家責任法における合法性回復機能を認めたと解する説も存在する。³⁰ しかし本件では、ポーランドによる窒素工場の収用にもとづきドイツ人がこうむることとなった物理的損害の救済が問題となっていたのであり、こうした事情にもとづいて判断された裁判所の言明の一般化には慎重な態度が必要であるといえる。むしろ従来の仲裁裁判において合法性の回復が問題とされた事例では、賠償の形態のなかでも非物理的損害に対する救済が請求されてきた。

この点について非常に注目すべき判断を下しているのがイタリアとベネズエラ間のマルチャーニ事件仲裁判決（一九三〇年）である。本件はイタリアのマルチャーニ社がベネズエラ政府と石炭採掘に関するコンセッション協定を結んだ

際、内戦により事業が失敗し、これを理由に同社が一九〇三年の議定書にもとづくイタリア⇨ベネズエラ混合委員会に請求を提起し、同委員会がこの請求を認めてベネズエラ政府に賠償金の支払いを命じたことに端を発した事件である。これに対し、ベネズエラ政府は同国の連邦破棄裁判所に、逆にマルチャーニ社の契約不履行を訴え、同裁判所はこの訴えを認めてマルチャーニ社に賠償金の支払いを命じた。イタリア政府はこのことを不服とし、問題が交渉によっても解決しないため、紛争を仲裁裁判で解決することにした。⁽³¹⁾この点について仲裁裁判所は、マルチャーニ社に契約不履行の責任ありとする連邦破棄裁判所の判決は明白な不正義にあたり、ベネズエラは同判決を破棄し、マルチャーニ社の賠償金支払い義務を無効にすべきであるとする判断を下した。⁽³²⁾本件で注目すべきは、連邦破棄裁判所による支払い命令はまだ履行されておらず、具体的な損害は何ら発生していなかったという点にある。⁽³³⁾こうした事情があるにもかかわらず仲裁裁判所は、連邦破棄裁判所の判決は「賠償として破棄されなければならない。その破棄を宣告するにあたって、仲裁裁判所は違法行為が行われたことを強調し、当該違法行為から生じた結果は除去されなければならない」と述べ、義務違反の存在それ自身が賠償義務を発生させると判断したのである。⁽³⁴⁾それ故、本件において適切な救済の方法としてみなされた判決の破棄は、単なる違法性の宣言や確認以上の効果を有しているだけでなく、国際義務の違反を終了させるという合法性の回復機能をも内包した責任解除の方法であったと評価することができるであらう。⁽³⁵⁾

このように具体的な損害の発生ではなく、義務違反の存在それ自体に対して賠償義務が発生するとした判決には、イギリス（カナダ）とアメリカ間のアイム・アローン号事件仲裁判決（一九三五年）⁽³⁶⁾があげられる。本件において本稿との関係で特に注目されるのは、裁判所が、カナダで登録されたイギリス船籍を持つ船舶を違法に撃沈したとしてアメリカに「違法行為（wrong）に関する物理的補填として」二万五〇〇〇ドルの支払いを命じた点である。⁽³⁶⁾このよ

うな金銭の支払いに關しては、これを懲罰的賠償と捉える見解と義務違反にもとづく責任の単なる効果・帰結にすぎないとする見解もある。しかし、フランスとイタリア間のカルタージュ事件仲裁判決⁽³⁷⁾（一九一三年）やアメリカとドイツ間のルジタニア号事件仲裁判決⁽³⁸⁾（一九二三年）等において、賠償の懲罰的性格はすでに明確に否定されており、また国家間の主権平等に基礎をおく国際法において、義務違反に対する懲罰的賠償はその性格上なじまないことも勘案すれば、この点是否定的に解釈するのが適切であるように思われる。なかでも、イタリア当局によるフランス船舶の違法な拿捕に關係したカルタージュ事件において、常設仲裁裁判所は違法性の宣言に加えて、非物理的損害に対する賠償の形態として二種類の金銭の支払いを命じた。一つは、名目的賠償として「フランス船舶にもたらされた侵害に対して「フラン」の支払い義務を課し、次いで慣習法や条約の不遵守の結果として生じた「精神的・政治的損害」の賠償として、一〇万フランの支払いを命じた⁽³⁹⁾。このように裁判所は、本件において、船舶の違法な拿捕による国家の名誉や威厳への侵害に対して名目的金額の支払い義務を命じた一方、義務違反の存在それぞれ自体に対しても賠償義務を課し、その際この賠償の根拠が非物理的な「精神的損害」にあることを明確に認めたと考えることができよう。

このような国際判例の検討からも、国家責任法上の賠償の対象は物理的損害はもちろん、国家の名誉や威厳に対する侵害だけでなく、それよりも広い、義務違反の存在それ自体で発生するとされる極めて抽象度の高い損害にまで及ぶということが分かった。つまり、伝統的国家責任法の構図をあえて図式的に示せば、義務違反（責任の成立要件）⇨権利侵害（責任の追及要件）⇨損害（責任の範囲の確定要素）とすることができ、それぞれ三つの概念範囲は同一のものとして捉えられていたということができるのである。

このような論理構成を通じて伝統的国家責任法が、義務違反の存在それ自体で損害の発生が認められるとすることによって、マルチーニ事件のように国際義務の適切な履行請求をも賠償の対象に含めていたことは注目に値する。し

たがって、伝統的国家責任法は、アンチロッチが示唆していたように、国際違法行為の効果として①国際法秩序に対する侵害と②個別国家の主観的権利に対する侵害の二つを想定しつつ、賠償義務は②の主観的権利の侵害を償うものとして形式上は観念されるが、しかしここでは同時に①にいう国際違法行為によって混乱を生じることとなった法秩序の回復をもその目的のなかに入れていたと考えることができるであろう。換言すれば、伝統的国家責任法における損害の填補機能という場合もこの意味においてであって、ここでは単に発生した損害を償うということだけではなく、合法性の回復機能をも内在させた形で発展してきたと結論付けることができると思われる。

第二章 对世的義務違反と被害国の資格認定

第一節 对世的義務違反に対する法的被害概念の適用

伝統的国家責任法は国際義務の二国間性に基礎をおきつつ、責任の成立要件から損害を除くことによって、逆に損害概念を抽象化しその範囲を拡大させることで、あらゆる義務違反に対応する責任制度を構築しようとしたといえる。こうした傾向は、国際法委員会における国家責任第一読条文草案の第一部第三条において、責任の成立要件から損害が明確に排除されたことにより、一層強められることになった。

しかし、国際法委員会が責任の成立要件から損害を除外したのは、国際人権規約や国際労働条約等自国民の待遇を定め必ずしも特定国に対して履行されるわけではない条約義務や第一読草案第一九条に規定された国際犯罪概念の登場を背景としていたという点には注意しなければならない。⁽⁴⁰⁾つまり国際法委員会は、国際法における刑事的要素や对世的義務の不存在を前提に国家責任論を展開していたアンチロッチとはその拠って立つ理論的基盤を異にしていたということができるのである。⁽⁴¹⁾その際国際法委員会は「……他国に対する義務の違反は当該他国に対する何らかの種類

の「被害」を伴う」と述べ、アゴもその第三報告書のなかで、国際法上、物理的・精神的を問わず被害とは、当然あらゆる主観的権利の侵害に内在しているものであると性格規定し、被害という概念を用いることで従来の損害概念では包含されない、何らかの広い概念設定をしている点は注目に値する。というのも、国際犯罪や自国民の待遇を定める条約義務の違反等、伝統的な二国間関係のなかでは想定できない損害が観念されうる以上、新たな義務違反の形態に対応することのできる損害概念の存在を想定しなければならなくなったからである。⁽⁴⁴⁾

国際法は、諸国の合意に基礎を置いている以上、その法的安定性に対しては国家間相互の信頼関係に立脚しているといえる。⁽⁴⁵⁾ それ故、二国間義務か対世的義務であるかを問わず、あらゆる国際義務の違反はこの法的安定性を妨害する行為と見なすことができ、この妨害行為のゆえに国家は「損害」をこうむったと考えることができる。アゴは指摘している。⁽⁴⁶⁾ それ故、法律関係を阻害するようなあらゆる国際義務の違反に対して「被害国は自らのために国際法の尊重を求める法益を有している」と考えることができ、ボレッカー・スタンはこのような形で問題とされる損害を「法的被害」(prejudice juridique)と呼び、対世的義務の違反があった場合の履行利益に対する侵害そのものを対象とした概念設定を試みることによつて、伝統的国家責任法の適用範囲の拡大をはかろうとしたのである。⁽⁴⁷⁾

このような論理構成は、義務違反⇨権利侵害⇨損害とする伝統的国家責任論と表面上は同一の形式を整えている。しかし兼原教授が指摘しておられるように、違法性そのものを対世的義務が履行される利益の侵害という法的損害・被害とおきかえれば、すべての国家が国家責任法上の救済を請求する原告適格をもちうるとして、国家責任法の無限定な適用拡大を招く危険性が存在する。⁽⁴⁸⁾ 他方、ペランが「義務の違反が物理的損害や伝統的な意味における精神的損害を引き起こさない場合には、国際法が国家の主観的権利の侵害について何の帰結も生じさせないままとなりうるの」で、法的被害の観念は不可欠である」と述べているように、⁽⁴⁹⁾ 国家責任法の適用範囲を正確に把握しつつも、二国間に

還元できない対世的義務の違反に対する責任追及制度の特質を、被害国概念の拡大という新しい事態との関係で改めて検討し直す必要があるといえるのである。そこで以下では、国際司法裁判例の検討を通じて国家責任法の射程を特定し、そのうえで国際法委員会をはじめとして学説上対世的義務の違反と国家責任法との関係がどのように捉えられてきたのかを比較検討することで、国家責任法に関する現行法の状況を明らかにしていきたいと思う。

第二節 多国間条約における履行確保手続と国家責任法

多国間条約によって設定された締約国に共通の一般利益を確保するために、例えば国際労働機関憲章第二六条や国際人權規約B規約第四一条では、締約国は必ずしも自国民の被害を条件とせず異議申立手続上の当事者適格を与えられている。しかし、ある人權状況の実態に関し異議を申し立てることができるということと、事態の是正にまで法的利益を有しその侵害に関する救済や中止を求めることができるということとは基本的に区別されなければならぬ⁽⁵⁰⁾。この点について、多国間条約上の裁判条項を通じてウインブルドン号事件（一九二三年）と南西アフリカ事件（管轄権・本案）（一九六一・一九六六年）では、条約上の履行確保手続との関係で原告の当事者適格性が問題となり、一見すると両判決では国家責任法の適用範囲について異なった判断をしているようにも見え、その判断の根拠を再検討する必要があるといえる。

ウインブルドン号事件は、ヴェルサイユ条約によって国際化されたキール運河の通航に関し、ドイツがロシアとポーランド間の戦争にもとづいて中立条約を發布、これによりウインブルドン号の同運河の通航を禁止したことに端を発した事件である。ウインブルドン号は、ポーランドを仕向地として武器弾薬を運搬していたため通航を禁止されたわけであるが、同船傭船者の本国であるフランスと旗国であるイギリスがこれを不服として、ヴェルサイユ条約の

裁判条項（第三八六条）を援用して常設国際司法裁判所に本件紛争を付託した。その際、原告側は裁判所に（一）ドイツのキール運河の通航禁止行為がその自由航行を定めた同条約第三八〇条に反しており違法であることを宣言し、（二）ドイツがフランスに対して船舶及び傭船者のこうむつた損害につき賠償金を支払う義務があることを認定するよう要求した。⁽⁵¹⁾しかし、本件ではフランスとイギリス以外にも、直接本件の通航禁止と関係していない日本とイタリアが共同原告として訴訟への参加を認められており、その当事者適格の根拠をめぐつてこれまでも学説上見解が対立してきた。

この点について裁判所は、「本件においては、四原告国の各々が、その国旗を掲げる艦隊及び商船を有している以上、キール運河に関する諸規定の実施に明白な利益を有していることに注意するだけでよい。したがつて、当該四カ国は、損害を受けた金銭的利益を証明するまでもなく、第三八六条に予想されている立場にある」とだけ述べ、それ以上本件原告の当事者適格に関する判断を行わなかつた。⁽⁵²⁾

グレフラートは、ここでの裁判所の判断を一般的多国間条約上の義務の違反があつた場合に、直接影響をこうむつた国だけでなく、条約の各締約国にも国家責任法上の中止要求の権利を認めた事例として捉えている。⁽⁵³⁾しかし、ドイツによる義務違反は日本やイタリアに対して向けられたものではないにもかかわらず、この両国が責任の追及権を認められるとするためには、多国間条約の場合には一国の義務違反によつてすべての国が当該義務違反にもとづき法的被害をこうむることになつたと説明する等、何らかの特別な根拠を必要とする。では判決にいう「キール運河に関する諸規定の実施に明白な利益」とはいかなる性質の利益を指すのであろうか。

まず裁判条項である第三八六条の機能に着目してみた場合、英仏と日伊とで二つの異なつた段階が存在することが分かる。前者は、仮に第三八六条がなくとも本来ウィンブルドン号に関して第三八〇条の義務を履行するようドイツ

に直接請求できる国家であり、その場合第三八六条は通常の裁判条項として締約国に紛争を裁判を通じて解決できる手続的保障を与えているにすぎない。この点につき、ハッチンソンは、国家実行に照らしてみても第三八〇条の履行利益をもち、義務違反国に同条の履行を請求できるのは係争事件と特別かつ特定の関係を有している国に限られていることを指摘する⁽⁵⁴⁾。これに対し、本件における日伊のような国は第三八六条を離れては請求を提起することができず、そこでは第三八〇条によって創設された法制度が、ドイツによる違反や誤った適用を通じて浸食されてしまう場合には、船舶保有国は将来においても同条の違反や誤った適用を受ける可能性があり、これを回避するために第三八六条はある条項の違反があった場合、裁判所における手続を通じて「適切な解釈」(proper interpretation)をうる権利を関係国に付与しているのであるとハッチンソンは指摘している⁽⁵⁵⁾。このようにみても、本件の日本とイタリアのように「義務違反国と直接の関係をもちない国が、義務違反の認定を請求できるとしても、それは制度の履行の監視の一環としての請求を意味するのであって、国家責任の追及を目的とする請求とは異なる」点には注意が必要であるといえるであろう⁽⁵⁶⁾。

他方南西アフリカ事件においても、裁判条項にもとづく原告の当事者適格性が問題となったが、本件ではウィンブルドン号事件とは異なり、原告が国際違法行為と特別な関係に立つ当事者ではないとの理由で、その原告適格を否定された。本件は、南西アフリカ（ナミビア）の委任統治に関して南アフリカと国際連盟との間で結ばれた委任状を南アフリカが適切に履行していないとして、エチオピアとリベリアが当該委任状第七条の裁判条項を援用して国際司法裁判所に紛争を付託した事件である。本件において原告は特に（一）南アフリカのアバルトヘイト政策が委任状第二条と連盟規約第二二条に違反していること、そして（二）南アフリカはアバルトヘイト政策にもとづく国内法令及び行政命令等を廃棄し、かつこれらを適用してはならない義務を負っていることを判断するよう要請した⁽⁵⁷⁾。

これに対して南アフリカは、本件において原告政府あるいはその国民のいかなる実体的利益 (material interest) も影響を受けていないとして、原告の当事者適格を否認する先決的抗弁を提起した。⁽⁵⁸⁾しかし、国際司法裁判所はその管轄権判決において「第七条の規定の明白な範囲及び趣旨によって、連盟加盟国は委任統治領の住民や国際連盟とその加盟国双方に対する義務の、委任統治国による遵守に法的権利・利益を有するものと理解されていたことが示されている」と判示し、南アフリカの抗弁を棄却した。⁽⁵⁹⁾つまり裁判所は、違反行為により直接実体的利益に影響を受けたか否かに関わらず、「法的権利・利益」への侵害のみをもって原告の当事者適格が認められるとしたのである。⁽⁶⁰⁾

しかし裁判所は、一九六六年の本案判決において、管轄権段階の判断とは対照的に、原告は南アフリカに対して本案判決をうるために必要な法的権利・利益を有していないとして原告の請求を却下した。⁽⁶¹⁾ここでは、裁判条項を援用する権利と本案の争点とされる法的利益との間に詳細な区別を設け、⁽⁶²⁾本案判決をうるためには原告は後者の意味における法益が侵害されたことを証明しなければならないと判断されたのである。⁽⁶³⁾この点について裁判所は、委任状の規定を特別利益規定と行為規定とに分類し、連盟の各加盟国が個別に利益を有しているとされるのは特別利益規定に対してであるが、しかし本件で原告が援用していたのは行為規定にもとづく利益であり、これは国際連盟の政治的機関が唯一の監督者としてその履行を確保できるものとされていたと述べている。⁽⁶⁴⁾

このような裁判所の態度を、チャーニーは救済規則の厳格な二国間性を再確認したものと評価し、当事者適格に関わる法的権利の存否を第一次規則上の適用法規の問題に還元させる考え方として捉えている。⁽⁶⁵⁾しかし、そこで想定されていた法的権利とは、あくまで個別国家に配分可能な主観的性質を有するものであり、本件で問題となった委任状の履行確保といった一般利益にもとづく請求とは本来なじまない性質のものであるといつてよい。

そこで、ジュサップ判事は原告の請求内容を国家責任法の文脈で捉えるのではなく、ウインブルドン号事件と同

様、本件で問題となつた委任状第七条における裁判条項は、条約上の実体規定とは別個に、適切な解釈を将来の指針のために請求する利益をそれ自体で規定しているのであるから、本件原告の請求は委任状の適切な解釈をその本旨としてしていると解すべきと主張するのである。⁽⁶⁶⁾ また、一九六六年判決をうけて、国連総会や安全保障理事会が委任状の終了決議や南アフリカに対する制裁決議を出した際その法的拘束力が問題となり、一九七一年に国際司法裁判所がこの問題について勧告的意見を求められた時は、これらの決議が国連憲章の手続にもとづく集団的決定の文脈で行われたものであるとの理由でこれを肯定的に評価した。⁽⁶⁷⁾ このようなジェサップ判事や一九七一年の勧告的意見を見てみても、ここでは個別国家の主観的権利ではなく多国間条約上の一般利益が侵害された場合には、国家責任法ではなく条約制度に固有の履行確保手続による侵害の回復、履行の実現に委ねられるべきであるという共通の問題意識を見て取ることができるのである。⁽⁶⁸⁾

このようにウインブルドン号事件と南西アフリカ事件を比較してみた場合、国際違法行為により直接影響を受けていない国が同じ違法性宣言判決を請求したとしても、それが条約法と国家責任法いずれの文脈で行われたのかによつて答えが違ったものとなるということが分かる。⁽⁶⁹⁾ 条約法の文脈で行われる、個別国家による一般利益にもとづく請求は、本来あるべき履行態様に関する適切な解釈を目的とし、その際の履行確保手続は条約制度に固有の手続にしたがつて行われることになる。これに対して国家責任法は、賠償の要求を通じて違法状態の是正を目的とした個別国家による履行の回復請求を行うことになる以上、救済を求めることのできる主観的利害の存在が必要とされるのである。このような特質を考へてみた場合、国家責任法はやはり共同体の利益という一般利益を回復するための制度としてはなじまないものとして、その適用可能性を否定されるものなのであろうか。

この点について、一九七〇年のバルセロナ・トラクション事件判決の傍論箇所において、国際司法裁判所は「関係

している権利の重要性に鑑み、すべての国がその保護に法的利益を有していると考えられる「義務として対世的義務をあげ、一方では対世的義務の違反があつた場合加害国以外のすべての国に責任追及の資格が認められると解する言明を行っている。しかし他方で、裁判所は裁判拒否の例をあげながら、対世的義務としての性質を有し「普遍的なレベルで、人権を具体化している条約は、国家に人権侵害の被害者を保護するための権能を、被害者の国籍に関わらず付与しているわけではない」と述べているように、国家責任法の文脈では主観的利害の必要性を示唆しているようにも思える。つまり、この裁判所の言明については「解釈の不確実性は依然として残っており、……バルセロナ・トラクシオンは国際法における『当事者適格』に関する物語の始まりにすぎない」とクロフォードが述べているように、対世的義務違反の場合における当事者適格の問題は国際判例上も統一的な態度がとられているとはいえないのが現状であるといえよう。

第三節 対世的義務違反に対する責任追及の根拠

このように被害国の拡大化傾向に対して、法の適用機関としての国際司法裁判所は南西アフリカ事件において非常に消極的な態度を示したといえる。他方国際法の法典化を任務とする国際法委員会は国家責任に関する第一読草案において積極的な対応を示した。

国際法委員会は第一読草案第四〇条一項において被害国による責任追及の根拠に関し明確に権利侵害要件を採用し、⁽⁷³⁾さらに被害国の特定化の問題については、第二項において限定的ながらも例示列举という規定ふりを採用した。国際法委員会はこうした規定を通じて、対世的義務の違反のあつた場合にそれが多国間条約や慣習国際法上の義務であるか否か、あるいは問題となつている国際違法行為が国際犯罪に該当するか否かに関係なく、違反のあつた対世的

義務に拘束されている国家は、加害国を除きすべて被害国とみなされ、一定の責任追及権を取得することになるとの立場をとっている⁽⁷⁴⁾。この点について特別報告者リップハーゲンは、対世的義務の違反があつた場合、それは各個別の国家を害するというよりもむしろ、当事国全体の集合体を侵害することになることを認めている。しかし、たとえこうした義務違反を追及するための特別な手続規則がなく、また当該義務の違反によってどの特定国が害されたのかを確認することが困難であるとしても被害国が存在しないということにはならず、逆に「国際法上の義務には必ず他の国際法主体の権利が対応する」という前提を介して、すべての関係当事者がその権利を侵害された被害国としてみなされることになると説明している⁽⁷⁵⁾。

このような立場についてシンマは、国際犯罪との関係においてはではあるが、第四〇条三項は、被害の多国間化（multilateralizing injury）を通じて、直接被害をうけた国だけでなく国際社会のすべての国を被害国としての地位に格上げすることによって、国家責任法のなかにも「共同体の利益」を導入し、国際社会全体により国際犯罪に対して強力な対応措置を取れるような制度を創設したと評価している⁽⁷⁶⁾。デュピユイも国際犯罪を素材として被害国概念の拡大傾向を論じるにあたって侵略の例をあげつつ、自国領域を実際に侵略された国とそれ以外の国とでは侵害された権利の性質が異なるとする。すなわち、前者は伝統的な意味における主観的権利を侵害されたのであり、他方後者は国際社会の一体性にもとづく客観的対益に対する侵害と見なすことができ、それぞれで国家責任法上の法的帰結が違ったものになると指摘する⁽⁷⁷⁾。その際主観的権利を侵害された国家は「賠償」（reparation）を通じて損害を填補することを目的とするが、他方客観的権利を侵害された国家は国際社会の一体性という国際法秩序の「回復」（restoration）を目的としているとし、国家責任法の新しい機能的側面を「賠償」と「回復」とを対比させながら説得的に論じている⁽⁷⁸⁾。

これに対しペランは、客観的権利侵害という構成に反対し、二国間に還元できない法的義務を設定する制度を創り出した国家は、単にそこで課せられた義務を履行するだけでなく、当該国際制度を尊重し維持する義務をも負っている⁽⁷⁹⁾。この後者の義務も当然各個別国家に相互的に負うものであると指摘する。つまり、対世的義務の場合、「与えられるために与える」という相互主義にもとづく約因関係は、特定の義務の履行ではなく制度の維持に対して作用するものであり、この法益を侵害された国家はあくまで自己に固有の主観的権利を侵害されたと考えることができ、そこで生じた損害を回復するために賠償の要求を行うことを妨げるものは何もないとの立場をとっているのである⁽⁷⁹⁾。

ここで注目すべきは、ペランが採用している国際制度の維持の回復を求める際の請求の根拠である。ペランは、対世的義務の違反があつた場合には国際制度の適切な運用が阻害されたことに国家は自らの請求の正当性を見出すのであるから、義務違反によつて国際法上の法律関係のなかに引き起こされた「妨害」(perturbation)こそが「法的被害」を構成すると述べている⁽⁸⁰⁾。このようなペランの見解は重要である。というのも、従来の物理的・精神的損害概念では捉えきれない「国際法上の法律関係に対する妨害」という要素を対世的義務の違反に関して措定し、この妨害行為に対応する賠償制度を模索すべきことを主張しているからである。

ただし、デュピユイとペランは両者とも、法的被害という非常に包括的な損害概念を採用することにより、結局は対世的義務の違反にもとづく権利侵害があつた場合の被害国の拡大化現象に歯止めをかけることはできず、加害国と複数の被害国間との法的均衡が広範な損害概念に委ねられる形で問題の解決がはかられることになつたのである⁽⁸¹⁾。

しかし、このようなこれまでの学説の展開を見ると、議論の焦点は、被害国の拡大化傾向のなかで、対世的義務の違反に対し、従来の「賠償」の形態とは異なる国際制度の維持という一般利益の「回復」に特有の救済手段及び

その請求の根拠の策定に集約することができるといえる。そこで以下では、この点につき、特別報告者のクロフォードを中心に国際法委員会が国家責任条文草案の第二読会を通じていかに対応しようとしたのか、現在考えられる解釈基準を国家責任法における責任追及制度の特質という観点から検討していきたいと思う。

第四章 国家責任最終条文草案における責任追及制度

第一節 国家責任最終条文草案の基本構造

（一）責任の内容と責任の実現の区別

国家責任最終条文草案（第二読）は、国家責任に関する第二次規則の定式化を目指し、①責任の成立に関わる一般的条件と②当該責任から発生する法的帰結を法典化の対象としている。⁽⁸²⁾ 最終草案では、①に関して複雑な第一読草案の簡略化を目的とした修正がなされているものの、その基本枠組みは原則として尊重されているのに対し、②に関しては大幅な変更がなされることとなった。第一読草案では責任の法的帰結について、被害国の資格認定や賠償の問題を含めて、これらを被害国の権利という観点から統一的に扱っていた。他方最終草案においては、国際違法行為の法的帰結として当然に発生する「責任の内容」と既に発生した「責任の実現」とを明確に区別し、前者は責任国の義務の観点から、後者に関しては責任追及権の観点から定式化されることになった。またさらに、責任の追及権者に関しても「被害国」と「被害国以外の国家」とに区別し、前者は責任の内容のすべてを追及できるとする一方で、後者に関しては限定的な責任の内容のみを追及できるものとした。このような大幅な修正は、責任の法的帰結として発生する「賠償」の問題を被害国の権利として規定することは、国際義務の二国間性に基礎をおいている場合には適切であるが、二国間関係に還元できない対外的義務の違反に対しては非常に困難な問題を生じさせるとするクロフォードの

問題意識に起因している⁽⁸³⁾。まずクロフォードは、第一読の草案が基礎に置いていた「国際法においては権利と義務との間の相関関係にはいかなる例外も認められない」とする理論的前提に対して、「国際関係の領域においては、責任関係をすべて、二国間条約と同様、二国間の権利義務関係の形式に還元できるとする先験的理由はもはや（過去には確かに存在したかもしれないが）存在しない」と批判し⁽⁸⁴⁾、一国による義務違反は当然に他国の権利の侵害を伴うという論理構成を採用しなかった。

例えば、最終草案は国際人権法上の義務に違反するような形で外国人を待遇した国があった場合、この義務違反によつて被害をうけた外国人の本国を「被害国」、それ以外の国を「被害国以外の国家」とすることで責任追及権者の分類を行っている。これに対し、自国民のみに対する人権侵害という場面を想定すると、最終草案によれば被害国は存在しないことになるが、違反国の側から見た場合には、違法行為が向けられたのが自国民であろうと外国人であろうと、その責任の内容には何ら差異は生じない⁽⁸⁵⁾。そこで、責任の追及権者の範囲と違反国の責任解除義務の具体的内容という側面を明確に区別することで、第一次規則上の義務の対世化に対応する第二次規則上の「対世的責任」制度の構築を試みたのである。このような問題意識を基礎に、最終草案では第二部において「国家の国際責任の内容」を規定し、第三部で「国家の国際責任の実現」を取り扱うという形で、対世的義務の違反にも対応した責任の追及制度の体系化がはかられたのである。

(二) 最終草案における国家責任法の機能

最終草案第二部は、国際違法行為にもとづき発生した新しい法律関係に焦点をあて、ここに定める諸規則は「国家の国際責任の実質ないし内容」を構成するものとされている。そして第二部に定める国際違法行為の法的帰結の中核は、違法行為の中止と再発防止の確約・保障を規定する第三〇条型の義務と国際違法行為によつて生じた被害に対し

て完全な賠償を行うべきとする第三一条型の義務とに分類されている。⁽⁸⁶⁾

他方、第二部第三三条一項は「この部に定める責任国の義務は……他の一国、複数の国家あるいは国際社会全体に対して負う」と規定し、責任国がこのいずれに対して義務を負うことになるのかについては「国際義務の性質及び内容」と「違反の状況」に照らして判断されるものとしている。⁽⁸⁷⁾ それ故、国家の責任が本条草案の対象であったとしても、責任を負う相手が国家に限定されるというわけでは必ずしもないといえ、国家責任法は一国の国際違法行為により自動的に発生する加害国と被害国との関係を規律するとの前提に立っていた伝統的国家責任論とは全く異なった論理構成を取っていることができる。

最終草案においても、国家責任法は一国の国際違法行為にもとづき発生する新しい法律関係を規律するものと捉えられてはいるが、そこでの法律関係がどのようなものであるかは必ずしも明らかにされず、国際違法行為によって自動的に発生するのは違反国の義務のみであるという立場が取られている。つまり、国際違法行為にもとづく責任国の義務が誰に対して負っているのかという問題は責任の内容の問題としては捨象され、国家責任法上の関係当事者は責任の実現の段階で決定されることになったのである。

第三部に規定されている責任追及権者は国家責任条文草案としての性質上国家に限定されているが、そこでの責任追及制度は、第二部に定める違反国の義務の履行を実現 (implementation) させるためのものとして観念されている。⁽⁸⁸⁾ この点について、最終草案においては「……国家責任に関する規則や制度は、国際法に対する尊重の維持と国家が国際的平面における法の定立を通じて進展させている目的の達成にとって重要である」と述べられているように、合法性の確保を通じた国際法秩序の維持こそが国家責任法の主要な任務であると規定されている。⁽⁸⁹⁾ それ故、責任の追及は第一義的には違反された第一次規則上の義務の履行回復を目的とすべきであるとされ、国際違法行為の法的帰結とし

て自動的に発生した責任国の義務が、特定国にはなく条約社会や国際社会全体に対して負うものであったとしても、国家は責任国の義務の履行を実現するために合法性の回復を目的とした責任追及が認められるとの制度が採用されているのである。

第二節 国家責任最終条文案第三部における責任追及権者の資格認定

(一) 最終草案における被害国概念の変質

第二部では対世的責任の觀念に対応させる形で責任の内容を責任国の義務として規定し、この義務が何に対して負うものであるのかについては「義務の性質及び内容」と「違反の状況」に照らして判断されることになった。したがって理論上、責任国の義務の履行を実現させる責任の追及権者もこの二つの基準にもとづいて特定化されることになり、第二読草案では被害国の資格認定に関して権利侵害の要件が明文上は排除されている。

クロフォードは、権利侵害を責任追及の資格要件としてみなす見解は、権利と義務の間に厳格な相関関係が認められるとする国際義務の二国間に理論的根拠をおくものであり、このような推定はバルセロナ・トラクション事件判決と矛盾すると指摘する⁽⁹⁰⁾。本件において裁判所が、外交的保護のように二国間の文脈で問題となる権利と対世的義務の遵守に対して国際社会全体が有している法的利益とではその法的性格を本質的に異にしていると判示したことから⁽⁹¹⁾、クロフォードは、国家責任法の適用上も二国間義務と対世的義務の違反とで法的帰結に違いが生ずる可能性を認め、責任の追及権者の特定にあたっては両者を別個に扱っていく必要性を指摘している⁽⁹²⁾。

二国間義務に関しては、違反のあった義務の名宛国のみが被害国とみなされ、それ以外の国には責任追及権が存在しないものと觀念されてきた。それ故、純粋な二国間関係のもとでは国家責任の追及権限は被害国にのみ限定される

ため、理論的には比較的簡潔な構造を持っていることができる。⁽⁹³⁾

これに対し、対世的義務の場合には問題は一層複雑なものとなる。クロフォードは、特定国に対して個別に負うのではなく、国際社会全体など集団的に負っている義務を「多国間義務」(multilateral obligation)と呼び⁽⁹⁴⁾、被害国に関する第一読の規定は、多国間義務における国家の集合的利益の存在を認めているながらも、個々の事例ごとで義務違反の効果が異なりうるという現実を見逃し、全ての国を被害国として同一の範疇のもとにおいていると批判する。例えば、オゾン層保護のためのウィーン条約に違反する形で締約国がフロンガスを放出した場合、当該義務違反は特定国というよりもむしろ、締約国全体に対して悪影響を及ぼすものといえるであろう。他方、武力行使の対象となった国は被害国とみなすことができ、被害国以外の国がたとえ武力不行使義務の遵守に法的利益を有していたとしても、それは被害国との関係では二次的なものすぎず、両者が同じ権利を保有しているということはできない⁽⁹⁵⁾。このように多国間義務の場合、一国の義務違反によって各国が影響をこうむる程度は様々であるということが分かる。そこでクロフォードは、影響の形態・程度という観点から、まず義務に拘束されている国すべてが、一体となって影響を受けた国 (integrally affected states) とみなすことができる場合を想定し、さらに義務違反により特に影響を受けた国 (specially affected states) と単に義務の遵守に法的利益を有している国とを区別することで、多国間義務の違反による関係当事者の特定をはかるうとしたのである⁽⁹⁶⁾。このようにクロフォードによれば、責任追及権者は「義務の性質及び内容」と「違反の状況」という二つの基準から認定され、なかでも前者を義務の方向性によって二国間義務と多国間義務に分類し、さらに後者については影響の形態・程度という観点に照らして特定化されるものと考えられている。こうしたクロフォードの立場が最終草案の第四二条と第四八条に結実化されることになったのである。

第四二条 被害国による責任の追及⁽⁹⁷⁾

国家が被害国として他国の責任を追及する権利を与えるのは、違反のあった義務が

(a) 当該国に対して個別に課せられている場合、又は

(b) 当該国を含めた国家集団、あるいは国際社会全体に対して課せられているもので、当該義務の違反が

(i) 当該国に特に影響を与える場合、又は

(ii) 義務の履行の継続について、当該義務が課せられている他のすべての国の立場を根本的に変更するものである

場合、である

第四八条 被害国以外の国家による責任の追及

1. 被害国以外の国はいずれも、以下の場合には第一項に従って他国の責任を追及する権利を与えられる

(a) 違反のあった義務が当該国を含む国家集団に対して課せられているものであって、集団の集合的利益の保護のために設定されている場合、又は

(b) 違反のあった義務が国際社会全体に対して課せられている場合

2. 第一項のもとで責任を追及する権利を与えられた国家はいずれも、責任国から以下のものを請求することができる

(a) 第三〇条に従った、国際違法行為の中止及び再発防止の確約と保障、そして

(b) 被害国ないし違反のあった義務の受益者の利益のための、前記諸条項に従った賠償義務の履行

3. : (略) :

第四二条にいう被害国は、第二部に定める責任国の中止や再発防止の義務（第三〇条）及び被害に対する賠償義務

対世的義務違反に対する責任追及（萬歳寛之）

（第三一条）の履行を要求することができることとされ、他方第四八条国は、基本的に第三〇条型の義務の履行のみを責任国に請求できるものとされている。このように第四二条国と第四八条国の相違は、賠償請求の可否にあり、被害の発生の有無によって分類されている⁽⁹⁸⁾。

特に第四二条は責任追及制度の中核となる規定として位置付けられ、なかでも被害国の資格認定に関して従来の権利侵害要件を排除し、条約法条約第六〇条を直接の引証基準としている点が注目し得る。確かに条文草案第四二条と条約法条約第六〇条とは、その規律対象や範囲を異にしているといえる。しかし、条約法条約第六〇条は条約の終了又は運用停止を通じて、個別にかつ自己の固有の権利のもとで重大な違反（material breach）に対処することのできる締約国を特定化することを目的とした規定であり、特に多国籍条約に関する第二項は多国籍関係を二国籍関係に還元する契機を含んでいるため、国家責任法上の被害国を特定化する際の有用な指針として本規定の類推を行うことは正当化されるとの立場がとられている⁽⁹⁹⁾。このことから、第二部の責任の内容の段階では多国籍義務の違反に対応する対世的責任の観念を創設しながらも、第三部の責任の追及段階においては対世的責任の履行を集团的にはなく、被害国と責任国との個別国家間の関係のなかで実現していくとの考え方が採用されているのである。そこで草案では、まず被害国として第一次的に他国の責任を追及するためには「自らのため」(on its own account) という主観的要素が必要とされ、被害の発生こそがこの要請を満たすものと考えられている⁽¹⁰⁰⁾。しかし、被害国による責任の追及目的は単に自らがこうむった被害の填補に限定されるのではなく、あくまで「その主要な利益は中止や賠償による法律関係の回復にある」とされ、国家責任法の合法性回復機能は被害国による主観的な責任追及の段階においても維持されていることには注意しなければならない⁽¹⁰¹⁾。

（二）最終草案における「被害国」と「被害国以外の国家」の関係

第四二条は、二国間義務と多国間義務を(a)項と(b)項とにそれぞれ分けて規定し、後者に関してはさらに、義務違反により特に影響を受けた国と一体となって影響を受けた国とに分類することで、三種類の被害国が存在するとの規定ぶりとなっている(図表1参照)。

第四二条(a)の二国間義務の場合、違反のあった義務の相手国のみが被害国とみなされ、それ以外の国は義務違反に対して単に懸念(concerns)を有する国として国家責任法上の責任追及権は与えられていない⁽¹⁰⁾。そして第四二条(a)の被害国は、義務の履行にまで個別の権利を有し、この権利が国際違法行為によって否定・侵害された国のことを指すとされている⁽¹⁰⁾。このように本規定は、実質的に国際義務の二国間性と権利侵害の存在を確認していることから、伝統的国家責任法を忠実に反映させたものと評価することができよう。

また第四二条(b)は、二以上の国の間で適用され、履行義務を個別国家ではなく、国家集団あるいは国際社会全体に対して負っているような義務に違反した場合に発生する被害の問題を取り扱うものとされている。多国間義務の場合に被害をこうむったとみなされるためには、第四二条(a)の場合とは異なり、義務違反の存在だけでなく、それ以外の付加的要件(additional requirements)がさらに必要であるとされ、この付加的要件は多国間義務の性格によって異なるとし、条文案案はこれを二つに分けて規定している⁽¹⁰⁾。

① 集合的利益を定めた義務

第四二条(b)(i)の趣旨は、多国間義務の違反によって国家が「特に影響を受けた」場合には、この国に対して被害が発生したものとみなすという点にあるとされている。そして、特別影響国以外の国も限定的な責任追及権が第四八条によって付与されているという点には注意しなければならない。つまり、原則として第四八条は、第四二条(b)(i)で問題となる義務違反に対応する規定であり、第四八条国とは第四二条(b)(i)にいう被害国以外の国を指すと考⁽¹⁰⁾えてよい。

それ故、第四八条国が問題とされる義務の性格について、その第一項で規定されているように、第四二条(b)(1)と第四八条が関係する義務は集合的利益を定めた義務であるということが分かる。このような集合的利益を定めた義務の違反に対する法的効果は、義務に拘束されている国家集団あるいは国際社会全体におよぶものと黙示的に觀念されている。しかし、例えば国連海洋法条約第一九四条に違反する形で公海の汚染が発生し、この汚染によって自国の沿岸が被害をこうむった場合のように、違法行為が特定国に対して「特殊な悪影響」(particular adverse effects)を生じさせることがある⁽¹⁰⁶⁾。このような特別影響国は、二国間義務の文脈における被害国の立場と同一視することが可能であり、特別の影響をもって被害が発生したとみなして第三二条の賠償請求権が認められることになったのである⁽¹⁰⁷⁾。

これに対し、第四八条国は国家集団あるいは国際社会の一員としての資格で集合的利益のもとに行動するものとされている⁽¹⁰⁸⁾。このような責任追及は一九六六年の南西アフリカ事件では明確に否定された。しかし、その後の一九七一年の勧告的意見において、国際司法裁判所が「被害をこうむった実体」は南西アフリカの人民であると明確に述べたように、例えば自国民に対する人権侵害など被害国の存在を想定できない場合にも、集合的利益の回復を目的とした責任追及の制度が存在したほうが望ましいといえる。そこで、第四八条の被害国以外の国家も、理論上義務違反の存在のみで当然に責任国に生じる第三〇条型の中止義務の履行は最低限求められるとの立場を採用したのである⁽¹⁰⁹⁾。

しかし、第四八条は国家責任法の合法性回復機能を貫徹しようとするあまり、第二項(b)において、被害国以外の国家でも被害国や違反のあった義務の受益者のためであれば賠償を要求できると規定するまでになった⁽¹¹⁰⁾。しかし国際社会の組織化が未発達な段階では、賠償の配分の問題など本条文草案では未解決の部分も多く、濫用の危険性も有した非常に問題点の多い規定であるといえるであろう。

このように特徴付けることができる第四二条(b)(1)という被害国と第四八条国との違いは、特別な影響という主観的

被害と侵害の対象となった共有された一般利益 (shared general interest) との質的相違に基礎をおき、主観性と一般性という観点からこの両者の分類がなされるといふことになっている。⁽¹¹⁾

② 一体的義務 (integral obligation)

第四二条(b)⁽¹²⁾は、一国による義務違反がそれ自体で他のすべての国に対して等しく影響を及ぼすとみなされるべき、特殊な範疇の義務を取り扱っている。⁽¹³⁾しかしこのような軍縮条約等の例外的な条約にしかみられない義務を取り扱うにあたっては慎重な態度が必要である。そこで、一体的義務の違反があっても、すべての違反行為が他の全締約国の義務履行の基礎を危うくする効果を持つと考えるのではなく、当該義務に拘束されているすべての国の「権利の享有と義務の履行に根本的な影響を及ぼす」場合にのみ第四二条(b)⁽¹²⁾のもとで被害国とみなされるとして、本規定の適用範囲を狭く捉える必要性が述べられている。⁽¹⁴⁾そして、ここで問題となっている影響の性格に関しては、金銭賠償の対象となる金銭に評価可能な損害ではなく、その他の賠償の形態、特に原状回復が適切な救済方法と考えられるような非物理的な被害が想定されている。つまり賠償の形態のなかでも原状回復を強調することにより、一体的義務の場合はより合法性の回復が期待されているといえ、国際制度の維持そのものが強く認識されているといつてよい。⁽¹⁵⁾

しかし、他の締約国の権利の享有や義務の履行に根本的な影響を及ぼさない程度の違反行為があつた場合、違反国の責任を誰が追及するのかについてはコメンタリーでは何も述べられていない。この場合、違反国以外の締約国は全て第四八条国とみなされるとするのも一つの方法であるが、第四八条一項に規定されている集合的義務と一体的義務の性質の異同をどのように考えるべきなのか、条文解釈上不安定さを残すこととなり、問題点を含んだ規定ぶりとなつているといえよう。

第三節 責任追及権者の資格認定基準としての「影響性」概念

最終草案において責任の追及権者は第四二条の被害国と第四八条の被害国以外の国家に区別され、前者は問題となつている国際違法行為に対して個別的かつ主観的利益を有する一方で、後者は条約社会あるいは国際社会の一構成員としての資格から生ずる抽象的かつ一般的な利益に基礎をおくという点に両者の基本的な相違をみる事ができる。

最終草案では、二国間義務の違反の場合、義務違反の存在のみで被害の発生が認められるとの立場がとられているのに対し、多国間義務の場合、被害の発生が認められるためには、義務違反とそれ以外の付加的要件の充足が必要であるとされている。このように二国間義務と多国間義務とで被害の発生要件に違いが出てくるのは「義務の履行に対する利益」の質的相違に還元することができるといえる。二国間義務はその性質上、義務の履行と利益の享受との間に直接の対応関係が存在しているため、義務の不履行と個別の利益侵害が直結することになる。それ故、履行の期待利益を有する国家を特定でき、この特定の被害国にのみ排他的な責任追及権が発生することになる。他方多国間義務の場合、個々の構成員は「共同歩調」をとることに利益を有しているものの、義務の履行と利益の享受との間に直接の対応関係が欠如しており、特定の義務の履行請求にあたっては国際制度の維持という一般利益にもとづいて行われ⁽¹⁵⁾ることになる。しかし、多国間義務の場合にも他の国とは違った特殊な形態の影響を受けることにより、二国間義務の違反における被害国と同様、責任国と個別の關係に立つ国家の存在を想定することができる。そしてこのような特殊な影響を受けた国が、多国間義務の違反により被害をこうむつたものとみなされ、第一次的に違反国の責任追及にあたることになるのである。

また多国間義務の性質上、最終草案では第四八条国も第二次的な責任追及権者として、国際制度の維持という観点

から中止や再発防止の要求を通じて義務の履行の回復請求をできるものとされている。このように限定的とはいえ、第四八条国にも責任追及権が発生するとされる根拠については、前述のように条約社会あるいは国際社会の構成員としての資格において違反国に対する責任の追及が行われるものとされている。しかし、このような構成員としての地位のみで責任追及権が発生すると考えるのは適当ではない。というのも、外交関係条約上の義務に違反する行為があった場合、接受国と派遣国以外の国も、国際社会の一員としての地位に立つものの、草案においては単に義務の違反に懸念を有するだけの国家として責任追及権を全く認められていないからである。

そこで、請求内容の観点からみると、中止や再発防止は「違反により影響を受けた法律関係の回復及び修繕」を目的とするとコメントリーで述べられていることから、⁽¹¹⁶⁾第四八条国による合法性の回復請求の根拠は「法律関係に対する影響」という「影響性」(affectedness)の基準に置かれておりと解釈することができよう。⁽¹¹⁷⁾草案では第三二条二項で「被害とは、物理的であると精神的であるとを問わず、国際違法行為によって生じたあらゆる損害を含む」と規定され、こうした定式化は広い意味で理解されている物理的・精神的損害双方を含むとする点で包括的であるが、他方義務違反により個別の影響(＝被害)を受けていない国家の単なる抽象的な懸念や一般利益を排除しているという意味で、限定的な立場がとられている。⁽¹¹⁸⁾つまり個別的性格を有する被害の要素から除外されている一般利益(懸念とは異なる)に対する侵害こそが、法律関係に対する影響、すなわち多国間義務の適切な運用に対して「悪影響を及ぼす否定的な効果」(adverse and negative effects)の発生として捉えられ、このような効果の除去のために第四八条国にも責任追及権が認められることになったのである(図表2参照)。

このように多国間義務の違反にもとづく一般利益の回復請求の根拠について「法律関係に対する影響」と捉える第二読草案と、ボレッカー・スタンらが主張している法的被害概念とでは基本的にその立場を異にしているといえる。

法的被害概念の特質は、対世的義務規範上の一般利益に基礎をおきつつも、義務違反の存在のみで被害が発生するという点にあった。その際ボレッカー・スタンは、対世的義務の違反に対して国家は、自己の個別的・主観的権利の侵害としてその回復をはかるものとして考えていたのに対し、⁽¹²⁰⁾ デュピュイは、多国間義務の履行利益の一般的性格に着目し、そこでの法益を客観的権利として捉え、この客観的権利侵害に対応する特有の救済制度の模索を主張していた。⁽¹²¹⁾ クロフォードは、まずこのような主観的権利説と客観的権利説とにみられる学説の対立状況に鑑み、権利ではなく、義務の性質分類の観点から責任追及権者の資格認定基準を設定しようとし、学説の対立に対して二者択一的な態度決定をすることを巧みに避けつつも権利侵害の要件を排除した条文案を起草した。⁽¹²²⁾ そのうえで、南西アフリカ事件のように南アフリカ、南西アフリカの人民そしてエチオピア・リベリア等の南アフリカ以外の締約国という三者の関係が複雑にからみあっている法律関係を、権利侵害の要件を通じて最終的に加害国と被害国との二国間関係に還元しようとする国際法委員会の第一読草案第四〇条の態度は明らかに誤りであるとし、二国間義務や多国間義務それぞれの特質に応じた責任追及制度を構築しようとしたのである。⁽¹²³⁾

しかし、多国間義務の違反の際に問題とされる責任追及権の根拠としての「影響性」の基準が、全く新しい理論的基盤の上に立脚しているということはできない。この点についてペランは、二国間関係に還元できる義務の違反があった場合、この義務の相手方の国だけが権利侵害をこうむったことを理由に被害国としての地位に立ち、唯一の責任追及権者として加害国の責任追及にあたるのは、当該義務違反によって加害国と被害国の二国間関係のみが影響を受けているにすぎないからであると述べている。⁽¹²⁴⁾ 換言すれば、二国間義務の場合に被害国以外の国が責任を追及することができないのは、それらの国がたとえ政治的・経済的な影響を受けたとしても、違反国との間に有している「法律上の関係」に影響を及ぼされたと観念することができないからである。⁽¹²⁵⁾ このことから、国際法上、責任追及権者

の資格認定を行うにあたって、誰が何をこうむったのかだけでなく、まず誰と誰の法律関係が影響をこうむったのかを特定することも重要な先決的問題として考えられてきたといえるのである。

そしてこのことは、二国間に還元できない対世的性格を有する多国間義務との関係においてもあてはまるということができる。多国間義務はその性質上、当事国が共同歩調をとることにより、共通の価値や利益を実現することを目的としている。それ故、一国の義務違反によりこの共同歩調が崩された場合、当事国は等しくその法律関係に影響を受け、合法状態の回復に共通の利益を有しているといえる。その際、誰が多国間義務の違反に対して対応措置をとれるのかについては、義務違反と特別な関係にたつ国、すなわち義務違反により「特に影響を受けた国」と「義務の履行と権利の享有に根本的な変化が生ずるような影響を受けた国」が存在する場合には、これらが第一次的な責任追及権限を行使し、中止等や賠償の請求を通じて法律関係の回復をはかることになるのである。そして、この第一次的な責任追及権者が存在しない場合には、第四八条国が中止等の請求を通じた限定的な責任追及を行うものとされている。

以上の検討から、最終草案では、責任追及権者の資格認定に関する一般的基準として法律関係に対する影響という「影響性」の基準が採用され、被害国として排他的あるいは第一次的な責任追及権者とみなされるか否かは、問題となっている義務の性質と内容（義務の方向性）や違反の状況（影響の形態・程度）という二つの基準に照らして判断されるとする制度が採用されていると結論付けることができよう。

第五章 結論

対世的義務の違反に対応する国家責任制度を考察するにあたって、これまで被害国の無限定な拡大化傾向には危惧

が表明されつつも、対世的義務の違反に対してはなるべく多くの国に責任追及権を認めるべきであるとする一般的傾向が存在していたといえる。⁽¹²⁶⁾ 国際法委員会は国家責任最終条文草案において対世的責任の觀念を設定することでこの要請に答えようとしつつも、国際社会における分権的構造を背景として、対世的責任の実現にあたっては個別国家に責任追及権を付与する形で一般的国家責任制度の構築をはかることとなった。その際、多国間義務の違反における責任追及権者の資格認定に関して「影響性」の基準を採用し、こうむった影響の形態・程度に応じて責任追及権者を被害国と被害国以外の国家に分類することで、被害国概念の無限定な拡大傾向を止揚しようと努めたのである。

このような論理構成は、一国の義務は必ず他国の権利に対応するとの第一読の先験的な前提を排し、多国間義務の性格を適切に反映したうえで、国家責任論の構築をはかろうとしたものであり、現在考えられうる被害国の資格認定に関する解釈基準として有用な指針を示すものと評価することができると思われる。

なかでも「影響性」の基準によつて、被害を受けていない国が一般利益の回復を目的として違法状態の是正までも求めることができるのは、対世的義務の違反によつて発生した、国際制度の適切な運用に対して「悪影響を及ぼす否定的な効果」を除去するためであると觀念されている。しかし、最終草案ではこのような効果と被害との間で厳格な線引きは行われておらず、対世的義務の違反によつて特別な影響を受けた国が被害国とみなされる理由についても「特殊な悪影響」が発生するからであると述べられているにすぎない。

そして第三二条二項は「被害とは……あらゆる損害を含む」と規定し、被害の方が損害よりも広いとする概念構成をとりながらも、⁽¹²⁷⁾ 損害を除いた残りの被害の部分が何により構成されるのかは明らかにされず、概念上の不明確性はより一層深められることになったかにみえる。最終草案の被害概念には学説上一般に主張されてきた法的被害概念は含まれておらず、伝統的国家責任法における損害概念と同様、特定国に対して個別に発生していることを条件として

いるが、義務違反の存在のみで損害が発生するとされる二国間義務とは異なり、対世的義務の場合は義務違反とそれ以外の付加的要件が加わることで被害の発生が認められるとされている。つまり、第三一条二項にいう被害とは、伝統的に二国間関係のなかで発展してきた物理的・精神的損害概念では捉えきれない、対世的義務違反の際に発生する特有の影響（例えば、特殊な悪影響など）をもその対象に含めているため、従来の損害よりも広い概念構成を取るようになったのである。

これは、二国間義務と対世的義務の規範構造の特質に由来する問題であるといえ、ここでの効果の具体的内容について明らかにされていない部分が多いのも、国際判例等の実行が稀少な段階で、ある特定の態度決定をすることは適当ではないと判断されたからであるように思われる。それ故、影響の形態や程度に応じて責任の追及権者を分類し、そこでの責任追及の根拠を規定したとしても、現在の段階ではなお抽象的なものとどまっておき、その具体化に際しては今後の発展に委ねざるをえない部分が多いといつてよいであろう。

このような「被害」概念と「影響性」の基準は責任追及権者の概念区分の適切性とも関連した第二読草案における責任追及制度の根幹にかかわる問題であるといえ、伝統的国家責任法における損害概念¹²⁶と比較検討したうえで、各々の概念範囲を慎重に検討すべき課題を含んだ問題であるといえるであろう。

(1) S. Rosenne, "Bilateralism and Community Interest in the Codified Law of Treaties", in W. Friedmann, L. Henkin and O. Lissitzyn (eds.), *Transnational Law in a Changing Society: Essays in Honor of Philip C. Jessup* (1972), p. 202.

(2) H. Neuhold, W. Hummer und C. Schreuer (Hrsg.), *Osterreichisches Handbuch des Völkerrechts*, Band 1: Textteil (2. Auflage 1991), p. 6. 国際司法裁判所はジェノサイド条約の留保事件に関する勧告的意見（一九五一年）において、締約国が与えられているのは「自己の固有の利益」というよりも、ジェノサイド条約の「高次の目的」や「理念」を通じて「共通の利益」であることを強調し、また「権利と義務との間の完全な契

約的均衡」を否定するにたよって、ジョン・サイクス条約の特質を説明しようとした。I.C.J. Reports 1951, p. 23 また後述の注(4)も参照。

- (3) Yearbook of the International Law Commission 1963, Vol. II, p. 228, paras 5-6. また、この点の経緯については、United Nations, *The Work of the International Law Commission* (5th ed., 1996), pp. 122-123 参照。
- (4) 国際司法裁判所はバルセロナ・トラカション事件判決(第二段階、一九七〇年)において、対世的義務を「関係している権利の重要性に鑑み、全ての国がその保護に法的利益を有していると考えられる」義務と説明した。I.C.J. Reports 1970, p. 32. このような裁判所の言明にしたがう形で、本稿においても「対世的義務 (obligation erga omnes) とする場合、国家が国際法上、特定国ではなく、一定の国家集団を形成している条約社会あるいは国際社会全体に対して負っている義務のことを指すものとする。したがって、義務の方向性に重点をおいた用語法とし、一定の条約が非締約国をも拘束するからという、ある規範の一般的拘束力の有無とは直接関係のないものとして用いていくことにする。C. Anacker, "The Legal Régime of Erga Omnes Obligations in International Law", *Austrian Journal of Public and International Law*, Vol. 46, No. 2 (1994), p. 131; 長谷川正国「国際法における国家の責任—現代国家責任法の機能分化傾向に関する一考察」国際法学会編『日本と国際法の二〇〇年：第一巻 国際社会の法と政治』(三省堂、二〇〇一年) 三三二—三三三頁。
- (5) Yearbook of the International Law Commission 1970, Vol. II, p. 178, para 7
- (6) 川崎恭治「国家の国際責任法における『被害国』概念について—国連国際法委員会国家責任第二部暫定草案第五条の分析—(一)」「*修道法學*」第一一巻二号(一九八九年) 三三二頁。
- (7) K. Zemanek, "Responsibility of States: General Principles", in R. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 4 (2000), p. 220. 本章二「国家責任成立の国際法上の基盤」(「国際法外交雑誌」第九三巻三・四号(一九九四年) 二頁。
- (8) 損害概念の捉え方については、ディーン・テキストにおけるように「損害」(damage, dommage) と「被害」(injury, prejudice) の区別の必要性を認めない見解も存在する。Nguyen Quoc Dinh, P. Daillier et A. Pellet, *Droit international public* (6^e ed., 1999), p. 765. しかし、国際法委員会の国家責任条文草案やデュボニユイをはじめとする学説上の一般的傾向は両者を区別しつつ、被害の方が損害よりも広い意味を有するとの概念構成を取るのが一般的である。そこで本稿では、両者の概念を区別しつつ、損害を二国間義務の違反の際に発生するとされる伝統的な意味における物理的・精神的損害を意味するものとし、他方被害に関しては、従来の損害概念では捉えきれない対世的義務の違反の際に発生するとされる物理的効果・影響を含めた広い意味において用いていくことにする。
- (9) 西村昂「国家責任法の機能—損害払拭と合法性コントロール—」国際法外交雑誌」第九五巻三号(一九九六年) 四六頁。
- (10) 例え、A. V. Freeman, *The International Responsibility of States for Denial of Justice* (1938), p. 22; P. Guggenheim, "Les principes de droit international public", *Revue des cours*, Tome 80 (1962-I), p. 136; E. Jiménez de Aréchaga, "International Law in the Past Third of Century", *Revue des cours*, Tome 159 (1978-I), pp. 267-268
- (11) P.-M. Dupuy, "The International Law of State Responsibility: Revolution or Evolution?", *Michigan Journal of International Law*, Vol. 11, No. 1

(1989), p. 122.

- (12) D. Anzilotti (traduit par G. Gidel), *Cours de droit international. Premier volume: Introduction-Théories générales* (1929), p. 493. D. Anzilotti (übertragen von C. Bruns und K. Schmid), *Lehrbuch des Völkerrechts, Band I: Einführung - Allgemeine Lehren* (1929), Deutsch・アンチロッチ (一又正雄訳)『国際法の基礎理論』(酒井書店 復刻限定版、一九七二年)五一―八頁。
- (13) 本稿では「賠償」という用語を“reparation”や“reparation”に対する訳語として用い、国際義務の違反により加害国に発生すると伝統的に捉えられてきた責任解除義務(原状回復・金銭賠償・満足)の総称的表現、すなわち形式上損害や被害に対する填補を構成する事後救済の形態全てに対応する包括的概念として用いていくことにする。それ故、賠償には基本的に、国家責任最終条文案(第一読)第三〇条に規定されるような最近注目をされるような新しい概念「国際違法行為の中止」等の義務は含まないことにする。
- (14) D. Anzilotti, “La responsabilité internationale des états à raison des dommages soufferts par des étrangers”, *Revue générale de droit international public*, Tome 8 (1906), p. 13. 長谷川・前掲注(4) 一一九頁。
- (15) 主観的権利の「主観的」(subjective, subject)という用語は、特に国家責任法の文脈で用いられる場合、国際義務の違反により発生する第二次規則上の法律関係は必ず、違反国とその他の特定の法人格者ならし実体との法律関係を構成することになるとの説明を行うために用いられるのが一般的である。J. Crawford, “The Standing of States: A Critique of Article 40 of the ILC’s Draft Articles on State Responsibility”, in M. Andenas and D. Fargriève (eds.), *Judicial Review in International Perspective: Liber Amicorum in Honour of Lord Slynn of Hadley* (2000), p. 35. 但し、クローキアは「主観的」という用語は多義的で混乱を招く可能性があるとの理由で、用いた用語法は避けるべきであると警告する。またこの点について A. Bleckmann, “The Subjective Right in Public International Law”, *German Yearbook of International Law*, Vol. 28 (1985), p. 147 を参照。
- (16) Dupuy, *supra* note (11), p. 121. P.-M. Dupuy, “Dionisio Anzilotti and the Law of International Responsibility of States”, *European Journal of International Law*, Vol. 3 (1992), pp. 143-45.
- (17) 本稿の点にこのように、侵害を受けた国家が他の場合と同じくその権利を放棄しなかったことは、付言するまでもなく述べられている。Anzilotti, *supra* note (12), Gidel, p. 517; Bruns und Schmid, p. 403. 一又訳、五四四頁。
- (18) *Ibid.*, Gidel, p. 467; Bruns und Schmid, p. 361. 一又訳、四九二頁。また、長谷川・前掲注(4) 一一五頁参照。
- (19) *Ibid.*, Gidel, pp. 523-524; Bruns und Schmid, p. 409. 一又訳、五五三頁。
- (20) *Ibid.*, Gidel, p. 523; Bruns und Schmid, p. 409. 一又訳、五五二―五五三頁。また、大森正仁「国際責任理論と戦争法・武力紛争法―ディオニシオ・アンチロッチの貢献―」『世界法年報』第二〇号(二〇〇一年)六三頁参照。
- (21) *Ibid.*, Gidel, p. 525; Bruns und Schmid, p. 410. 一又訳、五五五頁。
- (22) *Ibid.*, Gidel, p. 524; Bruns und Schmid, p. 409. 一又訳、五五三頁。

対世的義務違反に対する責任追及(萬歳寛之)

- (23) Dupuy, *supra* note (11), p. 122.
- (24) Anzilotti, *supra* note (14), pp. 13-14.
- (25) 大森・前掲注(20)六八―七〇頁。
- (26) L.-A. Scialano, *Les réactions décentralisées à l'illicite* (1990), p. 100
- (27) 『ルンペンとベルギー伯爵殺害事件』*I.C.J. Reports 1949*, pp. 181-182 を参照。
- (28) *I.C.J. Reports 1970*, pp. 32-33 フリックスは『この裁判所の判断について』国際請求に関する慣習国際法を正確に反映したものであると評価した。H. W. Briggs, "Barcelona Traction: The *Jus Standi* of Belgium", *AJIL*, Vol. 65, No. 2 (1971), pp. 336-337 また『株主の外交的保護の詳細な先例研究については、島田征夫「多国籍企業株主の外交的保護」宮崎繁樹編「多国籍企業の法的研究(入江啓四郎先生追悼)」(成文堂、一九八〇年)一三三―一六九頁参照。
- (29) *P.C.I.J. Series A, No. 17*, p. 47
- (30) 例えは、兼原敦子「国家責任法における『一般利益』概念適用の限界」『国際法外交雑誌』第九四巻四号(一九九五年)九頁参照。
- (31) *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 2, pp. 978-982
- (32) *Ibid.*, p. 1002.
- (33) A. Tanzi, "Is Damage a Distinct Condition for the Existence of an Internationally Wrongful Act?", in M. Spinedi and B. Simma (eds.), *United Nations Codification of State Responsibility* (1987), p. 23
- (34) *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 2, p. 1002.
- (35) ホルショウ工場事件のように私人の財産権等に対する物理的損害との関係で問題となる「物理的原状回復」(material restitution)とは異なり、マルチャーニ事件のように国内判決の破棄等が問題となるいわゆる「法的原状回復」(judicial restitution)は被害国との関係限りであれ、加害国内の法状況の変更・修正を求める点でより強く合法状態への回帰が認識されているということがいえる。この点については例えは、『Year-book of the International Law Commission 1993, Vol. II, Part 2, pp. 63-65, paras. 6-9, 植木俊哉・湯山智之・坂元一也共訳「国家責任」に関する条文章案注釈(一)―国際連合国際法委員会(I.L.C.)暫定草案第二部第二章(第三部及び附属書)―』法学(東北大学)『第六二巻二号(一九九八年)九一―九三頁。また国内判決の破棄の問題をめぐっては、国際法と国内法の関係の観点からも慎重な議論を必要とするが、この点について、拙稿「国家責任の認定過程における国内法の機能と役割 外交的保護に関する紛争を素材として」『早稲田大学大学院法研論集』第九四号(二〇〇〇年)一八三頁参照。
- (36) *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 3, p. 1618
- (37) *Ibid.*, Vol. 11, pp. 460-461.
- (38) *Ibid.*, Vol. 7, p. 39.

- (38) *Ibid.*, Vol. 11, p. 460.
- (39) *Yearbook of the International Law Commission 1973*, Vol. II, p. 183, note 97, 湯山智之「国際法上の国家責任の機能変化―損害の填補から合法性の確保へ―」『法學（東北大学）』第五九巻四号（一九九五年）一一二頁。
- (40) Anzilotti, *supra* note (12), Gidel, p. 468; Bruns und Schmid, p. 361; 一又説、四九二頁。
- (41) *Yearbook of the International Law Commission 1973*, Vol. II, p. 183, para. 12.
- (42) *Yearbook of the International Law Commission 1971*, Vol. II, Part 1, p. 223, para. 74.
- (43) G. J. Perrin, *Droit international public: Sources, sujets, caractéristiques* (1999), p. 752. しかし、同じ立場には国家責任法のなかに刑事責任の観念を導入するものもあり、本来主権平等を基礎として成り立っている国際社会の責任制度に刑事的・懲罰的要素を含めることになるとして、例えは当時国際法委員会の委員であったルテールは強く反対の意を表明している。P. Reuter, "Le dommage comme condition de la responsabilité internationale" in *Estudios de Derecho Internacional. Homenaje al Profesor Miguel de la Muela*, Vol. II (1979), pp. 844-845.
- (44) Perrin, *supra* note (44), p. 752.
- (45) *Yearbook of the International Law Commission 1972*, Vol. II, p. 99, para. 69.
- (46) B. Bollecker-Stern, *La préjudice dans la théorie de la responsabilité internationale* (1973), p. 49. しかし国際判例上「レンンボウ・ウチャーリア号事件を除き明確な形で法的損害・被害に触れている事例はなく、本件もフランスに対する憲法性宣言判決は「ニロー・シーランド」に対して引き起された法的及び精神的損害につき適切な満足を構成する」とあるように、あくまで二国間関係の処理が問題となっていた。それ故「この一言及ぼされている法的損害は伝統的に用いられつゝきた精神的損害とはほぼ同義に捉えられつゝいるといえ、ホレックカー・スタンの用語法とは異なる文脈で用いられつゝいる」といふ。International Law Reports, Vol. 82 (1990), p. 577. *Journal du droit international*, 1990, N° 4, p. 895; Perrin, *supra* note (39), p. 754.
- (48) 兼原・前掲注(38) 一一二頁。
- (49) Perrin, *supra* note (44), p. 753.
- (50) 例えは、兼原・前掲注(38) 一一九頁。
- (51) *P.C.I.J. Series A*, No. 1, p. 16.
- (52) *Ibid.*, p. 20.
- (53) B. Graefrath, "Responsibility and Damages Caused. Relationship between Responsibility and Damages", *Recherch des cours*, Tome 185 (1984-II), pp. 74-75.
- (54) D N Hutchinson, "Solidarity and Breaches of Multilateral Treaties", *British Year Book of International Law*, Vol. 59 (1988), p. 181.
- (55) *Ibid.*, pp. 180-181.

- (56) 兼原・前掲注 (30) 一九頁。
- (57) *I.C.J. Reports 1962*, pp. 323-324
- (58) *Ibid.*, pp. 326-327.
- (59) *Ibid.*, p. 343.
- (60) Tanzi, *supra* note (33), p. 14
- (61) *I.C.J. Reports 1966*, p. 51.
- (62) I. Brownlie, *Principles of Public International Law* (5th ed., 1998), p. 471; I・ブラウンリー(島田征夫他訳)『国際法字(補正版)』(成文堂、一九九二年)四〇五頁。
- (63) *I.C.J. Reports 1966*, pp. 37-38; J. I. Charney, "Third State Remedies in International Law", *Michigan Journal of International Law*, Vol. 10, No. 1 (1989), p. 68.
- (64) *I.C.J. Reports 1966*, pp. 29-26, 29. ㄆㄨ Charney, *supra* note (62), p. 472; 島田他訳、四〇五頁。
- (65) Charney, *supra* note (63), p. 69
- (66) *I.C.J. Reports 1966*, pp. 328-330, 380.
- (67) *I.C.J. Reports 1971*, pp. 55-56. ㄆㄨ Charney, *supra* note (63), p. 69 参照。
- (68) 例えは、兼原・前掲注 (30) 三四頁参照。
- (69) 同三四、三八、四三頁。
- (70) *I.C.J. Reports 1970*, p. 32.
- (71) *Ibid.*, p. 47.
- (72) Crawford, *supra* note (19), p. 27
- (73) *Yearbook of the International Law Commission 1985*, Vol. II, Part 2, p. 25.
- (74) 川崎恭治「国家の国際責任法における『被害国』概念のめぐり―国連国際法委員会国家責任第一部暫定草案第五条の分析―(二)」「修道法学」第一二巻一号(一九九〇年)九八―九九頁。
- (75) *Yearbook of the International Law Commission 1985*, Vol. II, Part 1, p. 8, para. 21.
- (76) B. Simma, "Bilateralism and Community Interest in the Law of State Responsibility", in Y. Dinstein and M. Taborj (eds.), *International Law at a Time of Perplexity: Essays in Honour of Shabtai Rosenne* (1989), p. 836
- (77) Dupuy, *supra* note (11), p. 123.
- (78) *Ibid.*, p. 122

- (79) Perrin, *supra* note (44), p. 760. また、村瀬信也「国際紛争における『信義誠実』原則の機能—国際レジームの下における締約国の異議申立手續を中心として」『上智法学論集』第三八巻二号（一九九五年）二〇二頁参照。
- (80) Perrin, *supra* note (44), p. 756.
- (81) *Ibid.*, p. 755. P. -M. Dupuy, *Doit international public* (3^e ed., 2000), p. 452
- (82) *Report of the International Law Commission on the Work of its Fifty-third Session* (2001), G.A.O.R., Fifty-sixth Session, Supplement No. 10 (A/56/10), p. 59, para. 1
- (83) ノロトキエ・第三報告書 UN Doc. A/CN.4/507, p. 14, para. 25.
- (84) *Ibid.*, p. 37, para. 84.
- (85) 同、*Ibid.*, pp. 38-39, paras. 86-89 参照。
- (86) *Report of the International Law Commission, supra* note (82), p. 213, para. 2.
- (87) *Ibid.*, p. 233, para. 1
- (88) *Ibid.*, p. 292, 序文。
- (89) *Ibid.*, p. 213, para. 1.
- (90) UN Doc. A/CN.4/507, *supra* note (83), pp. 42-43, para. 96.
- (91) *I.C.J. Reports 1970*, p. 32.
- (92) UN Doc. A/CN.4/507, *supra* note (83), pp. 43-44, para. 97.
- (93) この点のノロトキエの問題意識が最も鮮明に現れているのは「Crawford, *supra* note (15), p. 41 参照。
- (94) UN Doc. A/CN.4/507, *supra* note (83), p. 46, para. 106.
- (95) *Ibid.*, pp. 48-49, para. 108.
- (96) この点の「Crawford, *supra* note (15), pp. 37-40 参照。
- (97) 条文については「*Report of the International Law Commission, supra* note (82), pp. 54, 56 また草案上「責任の追及」(invocation of responsibility)とは公式の国際請求の提起、国際裁判所の訴訟手続の開始措置などを意味し、単なる義務遵守の要請や抗議といった非公式の外交上の交渉は含まれなるとされている。*Ibid.*, pp. 294-295, para. 2. この点については明らかに「形式的・手続的意義については明らかにされつつあるが、"invocation" という観念の定義そのものは明確に「国家の態度が示されている。ノロトキエ・第四報告書 UN Doc. A/CN.4/517, p. 11, para. 35. またこの点については「キリス政府の書面コメント」を参照。UN Doc. A/CN.4/515, pp. 59, 66.
- (98) *Report of the International Law Commission, supra* note (82), p. 293, para. 3.
- (99) 条約法条約第六〇条にいう特別影響等の条件は「条約の将来の履行の基礎が損なわれたり破壊されたりすることを意味するのに対し、草

対世的義務違反に対する責任追及（萬歳寛之）

案第四二条に「さう特別影響等は被害の發生の有無にかかわる条件として捉えられてさう。 *Ibid.*, pp. 295-296, para. 4.

- (100) *Ibid.*, p. 295, para. 2.
- (101) *Ibid.*, p. 296, para. 5.
- (102) *Ibid.*, pp. 298-299, para. 9. 又「UN. Doc. A/CN.4/507, *supra* note (83), p. 46, para. 105.
- (103) *Ibid.*, p. 293, para. 2.
- (104) *Ibid.*, p. 299, para. 11.
- (105) UN. Doc. A/CN.4/517, *supra* note (97), p. 12, para. 37.
- (106) *Report of the International Law Commission, supra* note (82), p. 299, para. 12.
- (107) UN. Doc. A/CN.4/507, *supra* note (83), p. 49, para. 111.
- (108) *Report of the International Law Commission, supra* note (82), p. 319, para. 1.
- (109) *Ibid.*, p. 323, paras. 11-12.
- (110) *Ibid.*, p. 323, para. 12.
- (111) *Ibid.*, p. 295, para. 3.
- (112) *Ibid.*, p. 300, para. 13. 又「p. 233, para. 2」を参照。
- (113) *Ibid.*, p. 301, para. 15.
- (114) *Ibid.*, p. 300, para. 14.
- (115) 山本卓一「国際経済法における相互主義の機能変化」高野雄一編『国際関係法の課題（横田先生鳩寿祝賀）』（有斐閣、一九八八年）二六〇—二六一頁。
- (116) *Report of the International Law Commission, supra* note (82), p. 216, para. 1.
- (117) 草案A回種①の解説を参照。K. Sacharnew, "State Responsibility for Multilateral Treaty Violations: Identifying the "Injured State" and its Legal Status", *Netherlands International Law Review*, Vol. 35, Issue 3 (1988), pp. 287-288.
- (118) *Report of the International Law Commission, supra* note (82), p. 225, para. 5.
- (119) 日本政府書面コメント。UN. Doc. A/CN.4/515, p. 61. 現在の第四二条が、「一昨年の第五二会期において起草委員会により暫定採択された際、暫定条文案第四二条(9)の(1)と(2)に於てある "affect" とは、「悪影響を及ぼす否定的効果が存在してさう」を意味するものとして意図されている」と起草委員会の委員長のガイが明確な形で起草意図を述べた。State Responsibility: Statement of the Chairman of the Drafting Committee Mr. Giorgio Gaja, p. 31. なお本来この文書は国際法委員会における内部文書として公開される性質のものではなすが、関連の国際法委員会に関するウェブ・サイト (http://www.un.org/law/ilc/sessions/52/d_cstate.pdf) で公開されている。

- (120) Bollecker-Stern, *supra* note (47), p. 49.
- (121) Dupuy, *supra* note (11), p. 123; Dupuy, *supra* note (81), p. 456.
- (122) *Report of the International Law Commission, supra* note (82), p. 293, para. 2.
- (123) Crawford, *supra* note (15), pp. 35-36.
- (124) Perrin, *supra* note (44), p. 512.
- (125) この点について、バルセロナ・トラクシオン事件判決を参照しながら、法律関係に対する影響とらう影響性 (affectedness) の基準と政治的
利益等に対する影響 (influence) とを区別すべきかと論じているものとして、Sachariew, *supra* note (117), pp. 274 参照。
- (126) Annacker, *supra* note (4), p. 133.
- (127) 一昨年の暫定草案第三二条二項では「被害とは……あらゆる損害から構成される」とあり、この点について当時の起草委員会委員長のガイ
は、起草委員会内にも見解の対立はあったものの、同委員会には被害と損害の概念範囲は同一のもので、なかでも精神的損害はいわゆる「法的
被害」を含む広範な概念構成をとるものであると述べている。Gala, *supra* note (119), p. 11. しかしクローフォードは、第四報告書において、法律
上の侵害行為がなくとも損失が発生する場合があるなど、損害と被害の概念範囲は必ずしも同一のものではないと指摘したうえで、修正提案
を行い、現行の第三二条二項の規定にみられる条文案を起草した。UN Doc A/CN.4/517, *supra* note (97), pp. 10-11, para. 33.
- (128) この点については、河野真理子「損害と救済措置の関係からみた二国間国際請求—国際判例と国家実行の検討を手掛かりとして—」『筑波法
政』一六号（一九九三年）六三一—一五〇頁参照。

図表1 国家責任条文草案第三部における責任追及権者とその請求内容

		国際義務の違反にもとづく関係当事者		
		被害国 (42条)	被害国以外の国家 (48条)	義務違反に懸念を有する国家
義務の分類	二国間義務	○	×	○
	集合的利益の保護を定める義務	○	○	×
	一体的義務	○	×	×
救済	中止と再発防止	○	○	×
	賠償	○	被害国ないし被害をこうむった受益者のための請求なら認められる。	×
	対抗措置	○	現行法の状況は不確定	×

図表2 国際義務の違反によって発生するもの

